

# 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会役員、評議員及び特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第24条の規定に基づき、役員、評議員及び特別職職員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

(3) 常務理事とは、定款第17条第2項の規定により理事会の決議によって理事の中から選定された者をいう。

(4) 非常勤役員とは、常務理事以外の役員をいう。

(5) 特別職職員とは、定款第31条第2項に規定する事務局長をいう。

(6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）等の経費をいい、その名称の如何を問わない。

## (報酬等の支給)

第3条 役員、評議員及び特別職職員（以下「役員等」という。）には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

## (報酬等の額の決定)

第4条 役員及び評議員の報酬は、別表第1に定める額とする。

2 常務理事及び特別職職員の報酬及び期末手当の額は、別表第2に定める範囲内で、会長が定める額とする。

3 常務理事及び特別職職員の通勤手当の額は、一般職員の例に準ずる額とする。

## (報酬等の支給日)

第5条 会長を除く非常勤役員及び評議員の報酬等の支給は、理事会又は評議員会等出席の都度支払うものとする。

2 会長、常務理事及び特別職職員の報酬等の支給日は、一般職員の例による。

## (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、申し出により本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (重複支給の禁止)

第7条 役員が特別職職員の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職職員としての報酬等は支給しない。

2 一般職員がこの規程の適用を受ける特別職職員の職を兼ねるときは、その兼ねる特

別職職員としての報酬等は支給しない。

(費用弁償)

第8条 役員等が公務のため旅行したときは、社会福祉法人本巢市社会福祉協議会旅費規程に準ずる。

2 第5条及び第6条の規定は、費用弁償の支給に関し準用する。

(公表)

第9条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人本巢市社会福祉協議会役員・評議員及び特別職職員の報酬・費用弁償に関する規程(平成16年制定)は平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、2023年4月1日から適用する。

別表第1(第4条)

職 名		報 酬 額	
役 員	会 長	月 額	50,000 円
	副 会 長	会議等出席1回につき	3,000 円
	理 事	〃	3,000 円
	監 事	〃	3,000 円
評 議 員		会議等出席1回につき	3,000 円

別表第2(第4条関係)

常務理事及び特別職職員	報酬月額	30万円までの範囲内
	期末手当	報酬月額×2.5の範囲内